

## ノックはされたが、半開きのドア～平成21年を振り返り、事態の進展を図る

発行：日本置き薬協会 事務局

今年6月に改正薬事法が施行され、またそれを遡る3月末に「薬事法の一部を改正する法律附則12条に規定する既存配置販売強者の配置員の資質の向上について」が通知された。

置き薬業界においては、これらにより大きな進展があるかに思われたが、事態はいささか停滞気味である。現況に触れてみると

1. 前回の記者会ニュースリリースで日本薬剤師会資料を用いて触れたように、改正薬事法下での所謂「新配置」業者は非常に少ない状況である。
2. 既存配置業者においても、資質向上努力義務を裏づける一定水準についての認識が様々であり、教育そのものを形骸化する解釈が多数を占めている。
3. 都道府県薬務課担当部門も、「新配置」、「既存配置」共に、改正薬事法でいかに指導するかにおいて、解釈が様々で一定していない。専門家の各配置先への訪問も必須と解釈する都道府県行政と、必要がないと解釈する行政と、大きな幅がある。

また、既存配置業者の資質向上努力義務の実施を証する届出書提出についても、必要の有無に違いが出ている。

4. 今月から施行の特定商取引法については、多くの業者がその存在すら認識していないのが実情である。

当協会においては今年は、下記の活動を推進した。

1. 改正薬事法の遵守を図るために、置き薬販売業に係わる留意点を列挙し、注意を文書で配布したり、会議の折には口頭で説明した。
2. 置き薬を納める箱に在庫される医薬品の種類と在庫数量を明示する「置高表」は、必ずリスク分類表示をするよう、また特定商取引法に則る注意文を記すよう、上記同様に喚起した。
3. 冒頭の所謂課長通知を完全に履行しうる「置き薬医薬品販売士認定教育制度」の受講の勧奨を推進した。
4. 都道府県の薬務担当部門に対して、現況の指導、改正薬事法の配置販売部門に対する認識などの聞き取り調査を行ない、同時に不十分な認識の都道府県に対しては既存配置の教育制度を含めて啓蒙活動を行なった。

新たな年を迎え、本年と同様の活動を継続して行なう予定ではあるが、既存配置の永続化を保障する既存配置従事者に対する「医薬品販売専門家として要求される基準の明確化」と、それを満足した場合の資格化の制定に向けて、取り組む所存である。

事業としては、今回で第3回目となる21年度置き薬医薬品販売士認定教育の実施と、次回開催の22年度講習の準備作業。そして、厚生労働省及び都道府県薬務課の指導内容改定に伴う、会員と受講者の増大受入れに対処すべく、事業組織の再構築を行う予定である。

### 追記

当協会の執行責任者の足高慶喜氏は、離任されました。後任はおりません。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町507

TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738